

## 第4章 トランスジェンダー／インターセックス・アスリートの スポーツ参加をめぐる課題

### －性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更をめぐる－

來田 享子<sup>1)</sup> 田原 淳子<sup>2)</sup>

#### はじめに

性的マイノリティの人々はスポーツに参加する際にしばしば困難を経験する。本章では、そのような経験の原因となり得るスポーツの制度について、制度の成り立ちおよび現状を明らかにする。ここでは特に、トランスジェンダーおよびインターセックスとしてカテゴライズされる人々<sup>1)</sup>にとって課題となる制度である「性別確認検査」に焦点をあてる。

スポーツ、とりわけ競技性の高いスポーツでは、性別に競うことを当然とし、性を峻別する制度を備えている。「性別確認検査」と称されてきたこの制度は、アスリートの生物学的な性別（sex）を基準に人間を男性または女性のいずれかに峻別し、それによって競技の性別カテゴリーを維持するものであった。パフォーマンスが平均的にはより高いとされる男性とより低いとされる女性が混在することなく競技を実施する仕組みは、スポーツにおける公平性を担保する。その一方でステレオタイプな2つのカテゴリーに属さないトランスジェンダーやインターセックスの人々が、ありのままの自分で競技ができないという抑圧にさらされたり、排除されざるを得なくなっている。

そこで本章の第1項では、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee、以下IOC）が性別確認検査をオリンピック大会に導入する際にどのような議論がなされたかについて、詳細を検討する。使用する主な史料は、IOC総会およびIOC理事会の議事録のほか、関連文書とする。この検討により、なぜ、どのように、IOC等のスポーツ組織は性別確認検査を導入し、実施し

ていったのかを理解することができるであろう。

続く第2項では、この検査の廃止に至る経緯を概観した上で、スポーツ界が性別に競う制度を維持するために採用している現行の参加基準についてまとめる。この項によって、トランスジェンダーあるいはインターセックスのアスリートに対する配慮が、近年、どの程度まで広がりつつあるか、将来的に何が求められるかの手がかりを得たい。

オリンピック史上最初の検査の実施は、グルノーブルで開催された1968年2月6～18日オリンピック冬季五輪（以下、グルノーブル冬季五輪）であった。しかし、2000年シドニー五輪以降、この検査は、性別を確認すること自体の医学的限界と女性選手に対する人権の観点から、女性選手として出場するための前提条件として実施されることはなくなった。

スポーツにおける性別確認検査は、IOCに先立ち、国際陸上競技連盟（International Amateur Athletic Federation、以下IAAF）が積極的に導入を進めたとされている。背景には、陸上競技種目における選手の性別に関する事件が生じたことがあった。この動きが陸上競技にとどまらず、オリンピック大会に及んだことの影響は、非常に大きかった。ここでいう影響は、主に2点ある。

第一は、スポーツに与えた影響である。オリンピック大会における検査の導入は、高い競技力を競う多くのスポーツにおいて、女性選手のみを対象として性別確認検査を実施することを一般化させた。性別を判定することの医学的限界が認識されたのは、それから約30年後のことであった。科学に関する時代的制約があったとはいえ、スポーツがいわば「誤った」科学を援用し、競技のみならず人生にまで影響する結果を選手につきつ続けた期間としては、30年を短いというべきではないだろう。

1) 中京大学  
2) 国士舘大学

またこの検査では「性別は正しく二分される」はずであるにも関わらず、「女性ではない」と判定された選手は、スポーツの制度上、「男性選手」として競技できるわけでもなかった。スポーツ界は、検査の判定結果をほとんど常に「女ではない≠男性である」と解釈し、そのように判定された選手の居場所をスポーツ界だけでなく社会からも奪ったが、その解釈に対する責任を負うわけではなく、また負えるはずもなかった。

第二に、スポーツにおけるこの制度が社会に与えた影響をあげることができる。性別確認検査では、競技のパフォーマンスには実質的な影響がない身体状況であっても、「女性ではない」と判定された選手は、競技から排除されざるを得なかった。もとよりこの判定は、スポーツの運用に関わる問題に過ぎない性格のものであった。しかし、それがオリンピック大会などの世界的に注目される場においてなされ、学校教育やレクリエーションなスポーツにおいても性を峻別して実施することを当然とする仕組みをもたらした。「性別は正しく二分される」という認識は、医学的事実に反するにもかかわらず、中間的に位置づけられる人々の存在を承認しない、という規範を形成することになった。そのような規範は、トランスジェンダーやインターセックスの人々に対する差別、彼／彼女らの状況を病として理解する態度、さまざまな制度からの排除等をもたらした。

競技的なスポーツにおける性別の確認およびその検査をめぐる議論は、メディア報道のレベルだけでなく、スポーツ医学、スポーツ史、スポーツ社会学等の複数領域において、研究が継続されてきた。研究成果の多くは、性別確認検査の方法とその科学的妥当性について検討したスポーツ医学領域のものである。一方、導入から近年にいたるIOCや国際競技連盟（以下IF）の方針の変遷を歴史・社会学的観点から検討したもの<sup>2), 3)</sup>や、新聞報道を分析し、国際的な社会状況の観点から考察を行った研究<sup>4)</sup>もある。これらの研究のいくつかは「いつ、どの大会で、どのような検査が実施されたか」について概観してはいるが、IOCや国際競技連盟（IF）における議論の詳細には触れていない。

ところで、オリンピック大会への女性の参加は、1930年代の陸上競技をめぐる議論を経て問題が顕在化した。この時期までは、オリンピックは基本的には男性のものであり、男女両性が同じ競技を実施することは想定されていなかった。しかし、1928年以降、女性には不向きであるとされてきた陸上競技のいくつかの種目が承認されたことを受け「女たちに混じって男が競技することのないよう」スポーツ界は制度の整備を求められることになった。

女性の参加の拡大は、1976年以降と1990年代以降という二つの段階に区別して考える必要がある。前者では、1960年代に女性がいわゆる「男性向き」とされたスポーツに挑戦しはじめたことと、戦前には「女性らしい」競技としてのあり方が問われた競技が実際に競技会に導入されはじめたことの結果として、参加者数や種目数の拡大がみられた。性別確認検査の導入問題は、女性の競技的スポーツの普及と国際的な競技会への参加拡大に伴う、近代スポーツの質的变化とスポーツにおける性別の取り扱いやジェンダー観との交差点上にある出来事としてとらえることができる<sup>5)</sup>。

このようにみたとき、ここで検討する内容は、「スポーツにおいては『性別は明確に線引きし得る／すべき』という認識がどのような議論のもとで確立されたのか」という問いに答えようとするものであると言い換えることもできる。

なお、本報告書では、人権上の配慮から、歴史的事例の場合であっても、文脈上欠かせない場合を除いては、スポーツにおける性的マイノリティであったアスリートの固有名詞を可能な限り記載しない執筆方法をとった。

## 1. オリンピック大会における性別確認検査導入の経緯

### (1) 性別確認検査導入の議論の背景

Smith & Ferris<sup>6)</sup>によれば、スポーツ競技会において選手の性別が女性である何らかの証明が必要とされた最初の事例は、1948年に英国女子陸上競技連盟（British Women's Amateur Athletic Association）が女性選手に対し、医師による確認証明書を求めたことである。これ以前には、

表1 性別確認検査導入の背景となった歴史的事例

| 選手の活躍時期 | 競技成績                                                                         | 事例                                                               |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1920年代  | 1925, 28, 29年全英女子陸上競技選手権大会砲丸投げ優勝, 1929年同大会槍・円盤投げ優勝. 1926年国際女子陸上競技大会投擲競技でも活躍. | 1926年に性別適合手術を受け, その後女性と婚姻し3児の父として生活. 1978年死去.                    |
| 1932年   | ロサンゼルス五輪女子100m走金メダリスト                                                        | 1980年の刑事事件の被害者として検死の際に両性具有と判明                                    |
| 1934年   | ロンドンでの大会の女子800m走金メダリスト                                                       | 両性具有であることが判明し, 性転換手術により性別変更                                      |
| 1938年   | 欧州選手権女子走り高跳び金メダリスト, 世界記録保持者                                                  | 両性具有であることが判明し記録から除外                                              |
| 1946年   | 欧州選手権第2位のリレーメンバーチームの2名                                                       | 後に性転換手術を受け, 性別変更                                                 |
| 1964年   | 女子400m走, 800m走世界記録保持者                                                        | 選手の父親が後に「息子」であると告白                                               |
| 1966年   | 女子世界ダウNHIL選手権タイトル保持者                                                         | 1967年医学的検査にもとづき外科的治療後, 男性であったことを公表し, 結婚後は一児を儲けるとともに改名して男子部門で競技継続 |
| 1966年   | 陸上競技欧州選手権大会(ブダペスト)で初の「女性確認検査」                                                | 検査拒否, 引退表明選手が多数出る                                                |

Canadian Academy of Sport Medicine, 1997, Position Statement Sex Testing (Gender Verification) in Sport, および文献(井谷・来田, 2016)より作成。(来田, 2017)

1930年代に高いパフォーマンスを示した女性選手の何人かが, 医学的には性分化疾患に分類される状況から「性転換」手術を行って性別を変更した事例が見られた(表1)。

また, 1936年ベルリン五輪の女子高跳びに4位で入賞し, 1938年欧州選手権で世界記録を樹立し, 金メダルを獲得したドラ・ラチエン(Dora Ratjen)選手の問題の背後には, ナチス・ドイツ当局の強制があったとの証言がなされたのは, 1957年のことであった。この事例は, 選手の性別の政治利用が可能であることを社会に示唆し, 1960年代以降の性別確認検査導入の議論が東西冷戦下での国際競技会の状況を反映して隆盛したとする解釈<sup>7)</sup>の基盤になっているとも考えられる。

国際競技会における最初の「検査」導入について, 先行研究の多くは, 1966年8月30日-9月4日にブダペストで開催された欧州陸上競技選手権であったとし, この検査は, すべての女性選手が3人の女性医師の前を通過する視認検査であったことを取り上げている。ただし, 本稿の以下でも検討する, IOC理事アーサー・ポリット(Arthur

Porritt, 以下ポリット)からIOC会長アベリー・ブランデージ(Avery Brundage, 以下ブランデージ)に宛てた書簡<sup>5)</sup>には, 1966年8月4-13日にジャマイカ・キングストンで開催された英連邦競技大会(British Commonwealth Games)において, 婦人科医による外性器の触診検査が実施されたことが記されている。

## (2) IOC理事会・総会における審議および関連する書簡・文書等

先にも述べたとおり, オリンピック大会において, 性別確認検査が最初に導入されたのは, グルノーブル冬季五輪であった。IOC文書史料館に所蔵された, この前後のIOC理事会および総会の議事録を検討した結果, IOCがこの問題を検討したことを示す最も古い議事録は, 1966年10月22日にメキシコ・シティで開催されたIOC理事会議事録<sup>9)</sup>であった。この会議では, ドーピング検査と同時に性別確認検査の問題がとりあげられ, すでにIAAFがこの2点をルール化したことが指摘された上で, オリンピック大会への導入を検討すべき

表2 性別確認検査導入に関するIOC理事会・総会議事録等公的記録文書

| 番号 | 年    | 月   | 日                | 種類         | 開催地等                 | 備考              | 主な内容                                                                                                                                 |
|----|------|-----|------------------|------------|----------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 1966 | 10月 | 22日              | 理事会議事録     | Mexico City          |                 | 次回テヘランでの総会においてドーピングおよび性別確認検査実施について決議すべきとの覚え書きがPrince de Merode (Sir arthur Porrittが委員長を務めるドーピング問題小委員会の委員) から提出                       |
| ②  | 1966 | 11月 | 7日               | 書簡         |                      |                 | IOC事務局発 ポリット宛文書                                                                                                                      |
| ③  | 1966 | 11月 | 10日              | 書簡         |                      |                 | ポリット発 ブランデー宛文書                                                                                                                       |
| ④  | 1967 | 5月  | 3-9日             | 総会議事録      | Theran               | 65th            | 参加規定・エントリーフォームに関する審議において、Porrittがドーピングおよび性別確認検査に対処する医学的組織の必要性について提言。医事委員会の設立が決定。委員長はIOC委員を辞任するPorrittからMerodeに交代、Porrittはアドバイザーとして残る |
| ⑤  | 1967 | 9月  | 27日              | プレスリリース    |                      |                 | 医事委員会の開催、委員の構成と委員会の役割（ドーピングへの対処と性別の確定 (establishment of sex)）にあることを広報                                                                |
| ⑥  | 1968 | 1月  | 26-27日<br>29-31日 | 理事会議事録     | Lausanne<br>Grenoble |                 | 医事委員会とIFによる合同会議報告・Grenoble大会準備におけるドーピングおよび性別確認検査の状況・性別確認検査に関する規定文                                                                    |
| ⑦  | 1968 | 1月  | 30日              | 理事会議事録     | Grenoble             |                 | 性別確認検査に関する理事の発言記録形式の議事録                                                                                                              |
| ⑧  | 1968 | 2月  | 1-5日             | 総会議事録      | Grenoble             | 67th<br>(66th?) | IFとの合同会議報告（ドーピングおよび性別確認検査に関するIFの要望）、医事委員会報告                                                                                          |
| ⑨  | 1968 | 2月  | 5日               | 理事会議事録     | Grenoble             |                 | 性別確認検査に関する理事の発言記録形式の議事録                                                                                                              |
|    | 1968 | 2月  | 6-18日            | グルノーブル冬季大会 |                      |                 |                                                                                                                                      |
| ⑩  | 1968 | 4月  | 22日              | 書簡         |                      |                 | ニュージーランドNOC発 IOC事務局宛文書                                                                                                               |
| ⑪  | 1968 | 9月  | 30日-10月6日        | 理事会議事録     | Mexico City          |                 | ドーピング・性別確認検査に関する審議・医事委員会報告                                                                                                           |
| ⑫  | 1968 | 10月 | 7-11日            | 総会議事録      | Mexico City          | 68th<br>(67th?) | 医事委員会報告（多くのIFがドーピングおよび性別確認についてIOCによる対処を求めていることへの対応として、医事委員会がこの問題を扱う等の説明とIFとの協力関係を強調する内容。1968年9月7日Varsaille開催のヨーロッパNOC会議における関連審議の報告）  |
| ⑬  | 1969 | 3月  | 22-23日           | 理事会議事録     | Lausanne             |                 | ドーピングおよび性別確認検査に関わるルール改正案についてのIFとの合意形成状況の報告                                                                                           |
| ⑭  | 1969 | 6月  | 2-3日             | 理事会議事録     | Lausanne             |                 | オリンピック大会におけるドーピングおよび性別確認検査に関する責任の所在と医事委員会の位置づけに関するIFとの合意事項の報告                                                                        |
| ⑮  | 1969 | 6月  | 5-9日             | 理事会議事録     | Warsaw               |                 | IFとの合意形成により作成された大会に関するルール改正案の理事会承認                                                                                                   |

であるという結論が出されている。この会議以降、1969年6月のIOC理事会において、IFとの合意形成がなされ、大会の規則上、性別確認検査が明記される間の史料は、関連する審議がある会議の議事録等、公的記録が12文書、書簡が3文書、計15文書あることを確認することができた。表2に、文書の作成日時、種類、概要等を示した。さらに、これら史料のうち、本稿で詳しく取り扱う表2の②、③、⑦および⑨において、書簡の発信・受信者あるいは、会議の出席／発言者などの関連する

人物について、表3に示した。

### (3) 医事委員会の設立

上述の最初の審議が行われた理事会の後、1966年11月7日、IOC事務局から10月22日の会議に欠席したポリット宛に議事録が送付された。議事録に同封された書簡には「ドーピングと性別確認検査 (sex test) について1967年5月のIOCテヘラン総会で決定する予定である」ことが特記されていた<sup>10)</sup>。この記載に関連する返信が、3日後の11



表3 検討史料に関連する人物

| 文書上の表記                        | IOC役職<br>または<br>出身国 | 生            | 没            | 備考                                                                                                                                                                                                         | 史料<br>⑦ | 史料<br>⑨ |
|-------------------------------|---------------------|--------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| Arthur Porritt, Baron Porritt | NZ                  | 1900. 8. 10  | 1994. 1. 1   | ニュージーランド生まれの医師、軍医、1924年パリ大会100m走銅メダリスト（炎のランナーで知られるレース）、1928年アムステルダム大会NZチーム主将、1934年英連邦大会および1936年ベルリン大会NZチーム監督、1934-1967年、IOC委員、1961-1967年初代IOC医事委員会委員長、IOC名誉委員                                              |         |         |
| Avery Brundage                | 会長                  | 1887. 9. 28  | 1975. 5. 8   | 1936-1972年IOC委員、1952-1972年IOC会長、AAU会長、陸上競技                                                                                                                                                                 | ○●      | ●       |
| Col.J.W.Westerhuff            | 事務局長                |              |              | Johann W.                                                                                                                                                                                                  | ○●      | ●       |
| Constantin Andrianow          | U.R.S.S.            |              |              | 1951年-IOC副会長、Constantin Andrianov                                                                                                                                                                          | ○       | ●       |
| Dr Giorgio de Stefani         | イタリア                | 1904. 2. 24  | 1922. 10. 22 | 1933-1938年頃、5度にわたりイタリアテニス界の頂点、1951-1992年 IOC委員                                                                                                                                                             | ○       | ●       |
| Cheik Gabriel Gemayel         | リビア                 |              |              | 1952-? IOC委員、1964-1969年IOC理事                                                                                                                                                                               | ○       | ●       |
| Gal Jose de J. Clark          | メキシコ                | 1908. 11. 28 | 1971         | 1952-1971年IOC委員、1966-1971年IOC理事、1955-1970年IOC副会長、バスケットボール、フェンシング、General Jose de J. Clark Flores                                                                                                           | ○       |         |
| The Marquess of Exeter        | イギリス                | 1905. 2. 9   | 1981. 10. 22 | 6代目エクセター侯爵デヴィッド・ジョージ・ブラウンロー・セシル、1928年アムステルダム大会400mH金メダリスト、1932年ロサンゼルス大会マイルリレー銀メダリスト、1933-1981年IOC委員、1954-1966年IOC副会長、1951-1970年IOC理事、1946-1976年 IAAF会長、David George Brownlow Cecil, 6th Marquess of Exeter | ○●      | ●       |
| M. Syed Wajid Ali             | パキスタン               |              |              | 1959年-? IOC委員、1966-1970年IOC理事                                                                                                                                                                              | ○       | ●       |
| Lord Killanin                 | アイルランド              | 1914. 7. 30  | 1999. 4      | 1952-1999年IOC委員、1967-IOC理事、1968-1972年IOC副会長、1972-1980年IOC会長                                                                                                                                                | ○●      | ●       |
| Dr. Thiebault                 |                     |              |              | 1968年IOC医事委員会メンバー、グルノーブル冬季五輪に関する医事委員会報告を記述                                                                                                                                                                 |         | ●       |
| Dr. Hay                       | メキシコ                |              |              | メキシコオリンピック委員会委員、メキシコ大会組織委員会委員、Dr. Eduardo HAY                                                                                                                                                              |         | ●       |
| Prince Alexandre de Merode    | ベルギー                | 1934. 5. 24  | 2002. 11. 19 | 1964-2000年 IOC委員、1967年-2000年IOC医事委員会委員長                                                                                                                                                                    |         | ●       |

※「史料⑦」の列：○は出席者名簿に記載があるもの、●は関連する審議での発言があるもの。「史料⑨」の列：当日の出席者名簿は存在しなかったため発言の有無のみ●で示す

月10日、ポリットからブランデーに宛てて出されている<sup>11)</sup>。そこには「選手の性別確認 (recognition of sex in athletes) の問題について、すべてのIFに理解を得るのは困難ではないかと考えている。私の医学的見地からも、かなり困難であると思われる。IAAFのような好事例に各IFは関心も持っているであろうが、IOCはこの非常に異論の多い問題には立ち入らないのが妥当であるように思われる。」とするアーサー・ポリットの見解が記されている。ここから性別確認検査の導入に、医学的見地から批判的であったIOC理事が存在し

たことがわかる。

理事会から1ヵ月後の12月20日には、IOC事務局長 J. W. ウェスターホフ (J. W. Westerhoff.) がIAAF事務局に宛て、ドーピングおよび「女性の医学的証明書」(Medical Certificates for Women) に関する資料を要請する文書を送付した。これに対し、1967年1月3日には、IAAF事務局からブダペスト第25回IAAF総会議事録およびIAAF国際規則のコピーが同封された文書が返送されている<sup>12)</sup>。これらIAAFの文書では先にIOCが使用した用語「セックス・テスト (sex test)」は使用されず、「競技

への女性参加者の医学的証明書 (Medical Certificates for Female Participants in Athletics)」が使用された。

1967年5月3～9日にテヘランで開催された第65次IOC総会<sup>13)</sup>では予定どおり、審議がなされた。議事録によれば「各種の競技において、ドーピング、セックス・テストおよびステロイドホルモンの使用に関する問題が生じており、これらの問題に対処するために医学的機構をつくる必要がある」ことが確認された。また、医事委員会 (medical committee) の委員長は、IOC委員の職を辞すポリットからプリンス・アレクサンドル・ド・メロード (Prince Alexandre de Merode, 以下メロード) に引き継がれることも決定した。

この議事録の記載から、第65次IOC総会の時点までポリットがIOC理事会における医学的な問題への見解を示す重要人物の一人であったことが判明する。さらに、そのことによって、上述の1966年11月7日および10日に交わされた往復文書の意味が読み取れることとなる。すなわち、IOC事務局は、11月7日付の文書がポリットに宛てたものであったからこそ、ドーピングと性別確認検査問題について特に記載したのである。しかし、彼は性別確認検査導入に疑義を持ち、IOCはこの問題に立ち入るべきでないという見解を示した。ところがIOCはこの問題への関与をやめることなく第65次IOC総会をむかえ、ドーピングと性別確認検査 (sex tests) に関しては、サッカー W杯同様、専門的医師やメディカルスタッフを配置した何らかの医学的組織が必要である」とのポリットの発言を受け、医事委員会の設立が決定するとともに、新たな人物であるメロードが医事委員会委員長として、この任にあたることになった<sup>14)</sup>。

#### (4) 性別確認検査のルール化

医事委員会設立の決定を受け、オリンピック大会への性別確認検査の導入準備は急速に進められることになった。1967年5月以降の議事録にみられる医事委員会報告では、第一にドーピング検査、第二に性別確認検査が主な項目として扱われ、IOCにおける医事委員会の存在意義を示す重要な審議となっていた。この性別確認検査の導

入を検討する初期の段階において、医事委員会が主として行ったのは、検査方法の精査であった。この検討をふまえ、性別確認検査に関するルール上の文言原案が確定したのは、1968年1月26～27日 (ローザンヌ) および29～31日 (グルノーブル) に日程を分けて開催されたIOC理事会でのことであった。以下がルールの原案<sup>15)</sup>であり、IOC総会で最終的に確定するまで、文言に変更は加えられなかった。

#### セックス・テスト

- 1) 最も近代的な検査方法が用いられる (唾液)
- 2) 検査は秘密を保ち、あらゆる辱めが生じないような方法によって、大会前に実施される
- 3) 原則として、すべての女性選手に検査が課される

#### (5) IFとの合意形成のための議論とその背景

しかし、大会で性別確認検査を実施するためには、IOC理事会や医事委員会などIOC内部での合意だけでは十分ではなかった。IOC理事会と医事委員会が最も注視し、説明と合意の必要があると認識していたのは、各競技を国際的に統括するIFの意向であった。グルノーブル冬季五輪を1週間後に控えた1968年1月30日付のIOC理事会議事録<sup>16)</sup>には、このことがよく示されている。

この会議で、最も多く発言したのは、当時の会長のブランデーであった。ブランデーは、第一に、性別確認検査は差別の観点から検討する必要がある、オリンピックではいかなる差別も行われてはならないと主張する。また、その見地から、性別確認検査は、ドーピング検査とは一線を画しているとする。なぜなら、ドーピングは不正行為に対するIOCの対処であるため、IFの同意を必要としないが、性別確認検査はそうではないというのである。この見解に対し、ブランデーの後にIOC会長になることとなるキラニン (George Redmond Fitzpatrick Morris, 4th Baron Killanin) は、すべてのIFが検査を差別にあたると主張しているわけではないと反論した。しかし、ブランデーは、たとえひとつのIFが主張しているだけであったとしても、それが存在

することにかわりはないとして、全IFの合意の下で、検査の導入と実施がなされるべきであることを強調した。

協議では、第二に、女性選手のプライバシーの保護の観点から検査が妥当であるかどうかが論じられた。ここでは、検査結果の伝達が医師にのみ行われること、私生活上のプライバシー保護のために医事委員会が設立されたこと、疑義ある選手が存在する場合でも当該選手が所属する代表団の女性選手全員が検査対象となることの三点がプライバシーを侵害しないことの根拠としてあげられた。

以上の二つの議論がなされた上で、性別確認検査の実施については、すべてのIFの合意を確認する必要があるとの結論が出された。

このようにプランデージを中心とするIOC理事会内部がIFの意向を重視した背景には、性別確認検査導入について、医学の立場からも、IFからも批判的見解が示されていたことがある。医事委員会設立時点での批判は、ポリットによる医学的立場からのものがあつた。また、アメリカの医学雑誌には1967年に性別確認検査の導入を批判する記事が掲載されている<sup>17)</sup>。この記事では、クラインフェルター症候群などの性染色体異常の例と競技への影響について解説した上で、IOCにおける議論を揶揄し、「仮に競技を性別に区別するのであれば“通常の”男性のグループと、女性および女性に区分されるグループ」とすべきである」と述べられている。さらに、「男性、女性という語そのものに限界があり…（現在の男子競技に相当する）クロマティン陰性100走と（女子競技に

相当する）クロマティン陽性100走と呼ぶべき」（括弧内は筆者）ことが主張されている。

#### (6) グルノーブル冬季五輪での試験的検査実施とIOCにおける検証

大会会期中にあたる1968年2月5日には、IOC理事の一部と医事委員会委員の一部および組織委員会で検査を担当した医師による、異例のIOC理事会が再び開催された。この会議では、ドーピングおよび性別確認検査の実施手順や問題点について、大会後に使用する報告書作成を視野にいたした議論がなされた。

議事録<sup>18)</sup>から、グルノーブル冬季五輪での検査は、ルールで定められたものであったが、試験的实施と位置づけざるを得ない事態が生じたことがわかる。その理由は「原則的にすべての女性選手を対象とする」はずの検査を実施することができなかったためである。代表団の多くは開会式前日に到着し、それら代表団の女性選手すべてに検査を行うことは、物理的に困難であった。また組織委員会の財政、人的配備上も難しい可能性があることは、大会前から一部で指摘されていた。そのため、実際に組織委員会が行ったのは、他の代表団が引いたくじによって抽出された、一部の女性選手に対する検査であった。この検査によって、陽性の結果が示されたことにより出場資格が得られなかった選手は存在しなかった。ただし、数名の女性選手が大会前に代表団からはずされ帰国した、とする新聞記事があつたことが報告された。

以上の検査の実態に対し、会議では今後の検査についても抽選を容認するか、あるいはIFや代

表4 1968年IOC理事会における議論

|       |                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 抽選容認派 | 検査を実施するだけで「ごまかし」の抑制になる<br>抽選によって検査に誤りがあつた場合のリスクが減る<br>疑わしい選手は棄権するか、検査拒否するだろう                         |
| 全員検査派 | 明らかに疑わしい選手が抽選にあたらなければごまかしが見逃されてしまう<br>IAAFが実施したような視認検査で全員を検査すれば、疑わしい事例すべてを確認できる                      |
| その他   | 視認検査は医学的な見地から不十分である<br>大会出場を辞退した女性選手がすべて性別疑惑によるものだと考えるべきではない（検査拒否、代表団から除外）<br>医事委員会や検査に女性医師を加えるべきである |

表団との連携を強化し、ルールに定めたとおり女性選手への全検査を可能にするかについて、議論となった。表4に、抽選容認派と全員検査派の主な主張を示した。表の「その他」は、医学の立場からの専門的見解として述べられたものである。

これらの意見交換がなされた後、ブランデーは次のように発言した。

明らかすぎるケースについては、われわれは議論する必要がないだろう、なぜなら、その場合には、選手は出場辞退とか検査拒否とかをするだろうから。しかし、自分がこれまで経験したスポーツ場面では、お風呂に入っているような格好でなくても「何か違う、変だ、奇妙だ」と感じる事例があって、つまり見た目にどうも女性かどうか疑わしいという事例があって、こうした事例は公平性の観点から、すべて検査する必要があるだろう。

このブランデーの意見が決定的なものとなり、次回以降の検査はルールに定めたとおり、すべての女性に実施することで会議の見解は一致した。

#### (7) メキシコ大会前後の議論と初の検査実施後の批判

グルノーブル冬季五輪以降、1968年10月のメキシコ大会での第2回目の検査実施およびその報告を経て、同大会翌年にあたる1969年までの間に、総会および理事会の計5回の会議において、IOCは性別確認検査に関する審議を重ねた<sup>19)</sup>。

この間に、IOCに対する性別確認検査実施の批判はNOCからもなされた。その一例は、1968年4月22日付けでニュージーランドNOC (The New Zealand Olympic and British Commonwealth Games Association Inc.) からIOC事務局長宛に送付された文書に見ることができる。

我々は、性別の確定 (sex establish) を実施し、選手を当惑から救うべきであるということに対し、最小限の賛同はいたします。この実施において尊重するのはどのようなことで

あるのかについての正確な報告と、(検査で陽性となった選手を) 女性の競技から排除する際の根拠をどのように位置づけているのかについて、IOCからの情報をお知らせいただきたいと考えています。より多くの事をすればするほど、この問題は複雑になります。実際、Buccal smear test (染色体検査) を実施し、ある女性が他の女性よりも競技的に利点を持つかどうかを決定するのは簡単なことではありません<sup>20)</sup>。

この文書は、選手のプライバシーの尊重の問題と同時に、検査の科学的妥当性についても指摘するものであった。

一方、IOCの理事会議事録では、このような指摘はほとんど議論の俎上にあげられていなかったことがわかる。すでに導入を決定した検査についても過言ではなかった。グルノーブル冬季五輪およびメキシコ夏季五輪の2回の実施に対する医事委員会からの報告を受けての審議は、審議項目名を「IFとの協働問題」とする議論に位置づけられたものであった。そこでの議論を通じ、IOC医事委員会、大会組織委員会、IFという三者の原則的な立場が明確にされていった。

メキシコ大会の開催からおよそ半年後の1969年6月、IOC理事会はルールに追加する文言の原案を次のように提示した。

IFは当該競技における禁止薬物、アルコール、セックス・テストの実行の責任を負う。組織委員会はあらゆる施設を提供し、IOC医事委員会はその手順を指導監督する<sup>21)</sup>。

この原案から、検査の導入は、当初、IFに対しIOCが合意を求めたものであったにもかかわらず、検査の責任主体がIFにあるとされたことがわかる。さらに、組織委員会の立場は検査施設の提供に、医事委員会の立場は手順の指導監督に、それぞれ限定された。最近のオリンピック大会における選手の性別疑義事例に関しても、IOCではなく、IFが問題への対処方針の決定や判断を行い、



疑義への具体的対処は各国の当該競技統括団体またはNOCが行っている。こうした対処の原型は、検査導入の初期にあたる1969年時点にすでに確立されていたといえる。このようにルールを定めたことは、選手のプライバシーや差別の問題から検査に懐疑的であったIFが、そうした問題に自ら対応できるようになったという点では、IOCとIFの間に生じた摩擦を軽減した可能性はある。しかし別の見方をすれば、IOCはIFの懐疑に対し、検査の是非を問い直すことなくルールによって強制しながら、不都合が生じた場合には責任を逃れることもできたといえる。

## 2. 性別確認検査の廃止から新たな境界の生成へ

IOCが性別確認検査の廃止を決定したのは1999年のことであり、2000年シドニー大会からは、すべての女性に対する検査としてルール上に定められた検査は、実施されなくなった。この理由は、スポーツ独自の論理にとって不都合な事例がしばしば生じただけでなく、競技の平等を確保するための取り決めが、別の次元の不平等を生み出すという、皮肉な結果を招くことさえあったからである<sup>22)</sup>。

とはいえ、検査の廃止までには、その科学的妥当性をめぐる種々の議論と、より「正しく」性別を判定するための検査方法を模索する努力が継続された<sup>23)</sup>。

### (1) 検査の科学的妥当性に対する疑義

1968年以降に実施された染色体検査は、最初の段階で陰性となった場合には、合計三段階の検査がなされた後、結果が確定された。先のニュージーランドNOCの文書でもみたとおり、この科学的妥当性は常に議論の対象となった。この背景には、競技の平等を確保するという名目で実施される検査が、実際には明らかに別の次元での不平等を生み出す事例がみられたこととも関連する。

主な事例は以下の3つに区別することができる。第一は、アンドロゲン無反応症候群など染色体異常の女性の場合、男性同様の身体的に有利さを何ら持たないにもかかわらず、検査結果上は

「失格」とされるケースがみられたことである。第二は、クリンフェルター症候群などの「男性」の場合、検査を通過し女性証明を受けることが可能であったこと。第三は、アンドロゲン生産性腫瘍のある女性、無排卵性アンドロゲン過剰症（正式名称：多嚢胞卵巣障害症候）の女性の場合、検査を通過するが筋量に大きな影響を与えるホルモンの影響により身体的な有利さをもつことになるというケースが見られたことである<sup>24)</sup>。

### (2) 検査の倫理的問題

実施当初から、女性選手自身による批判が唱えられ、検査を拒否する選手が出ないよう、IOCは「IFと協働する」ことを強く確認しなければならなかった。1980年代になると、検査が人権の観点から非常に問題が多いとする見解が高まった。この立場からは、主として5つの主張が行われた。第一に、検査が女性選手にのみ課されたものであること、第二に、検査は自発的なものでなく強制的検査であること、第三に、競技への有利さがまったくない場合にも不適格者として判断される場合があり選手生命その他に甚大なる影響が与えられること、第四に、国際大会の場で検査結果が選手に宣告された後、帰国先等におけるサポート体制はなく、精神的、社会的なフォロー体制もないこと、第五に、この検査に対する選手の見解は考慮されていないこと、がその内容としてまとめられる。

検査結果は原則として非公開であったため、「万一、引っ掛かった選手には「体調不良」など、それとなく理由をつけさせて帰国させるそうだ。」<sup>25)</sup>といわれるように、多くの場合、陰性と判定された選手は、いわゆる泣き寝入りするほかなかった。しかし、具体的な事例として1985年に神戸で開催されたユニバーシアード大会に出場したスペインのマリア・パティノ（Maria Patino）のケースをあげることができる。検査の結果、Y染色体を有する「男性」と判定されたマリア・パティノは、自らこの結果を公表し、帰国後3年を要して専門医の助力を得て、「Y染色体があっても、男性ホルモンに反応出来ない特殊体質。月経はなく子供は産めないが、他の身体機能も心理も女

性」<sup>26)</sup> であるとして検査結果を覆した。この事例は、IFやIOCによる性別確認検査の結果を覆した唯一の事例とされている。しかし、この経緯の中で、彼女は「新聞に書き立てられ、私は陸上競技も、恋人も友人も奨学金も失った」<sup>27)</sup> としている。

### (3) 検査の廃止

マリア・パティノの裁判など公になった事件は、検査廃止に向けた動きを加速させた。国際陸上競技連盟が検査の廃止を決定したのは、1991年のことである。一方、より医学的に正確な検査が存在すればそれを適用することによって、検査の継続を求めようとする見解も存在した。IOCは当初この見解をとり、そのための試みとして、1994年に広島で開催されたアジア大会では、新たな検査方法が導入された。

この方法は、広島大医学部臨床医学研究室により提唱された、「Y染色体を持たない人（女性）でも、男性の体つきになるケースに着目。これは男性への分化を促すY染色体上の性腺原基『TDF』が、分裂の過程でX染色体に紛れ込んだため、このTDFが検出されるかどうかで、男女を判別する。検査には二本の頭髮の毛根を使う。」<sup>28)</sup> とする検査であった。当時の新聞紙上では、「医学的に100%に近い確率で男女を判別できる方法」<sup>29)</sup> と紹介されている。

しかし、国際陸上競技連盟が1991年に検査を廃止し、競技の公平性を担保する目的の健康診断書提出へと制度を変更した、1990年代以降の女性とスポーツに関わる国際的なムーブメント<sup>30)</sup> が盛り上がり、女性選手の人権擁護の観点から検査の廃止を強く求めたことの結果として、2000年以降のオリンピック大会では検査を実施しないことがIOCにより決定された<sup>31)</sup>。2004年アテネ大会を前に、結城は「今、五輪の男子選手に一斉性検査を実施したら、何人が“男性失格”になることか？でもそれは、パンドラの箱なのだという。」<sup>32)</sup> と述べている。この一文が象徴するように、性別確認検査は一度も男性に課されることなく、終始、女性のみを対象とする検査として、その是非を問われた。

以上のように振り返ると、不平等を解消するた

めにルールとして課された性別確認検査は、科学的妥当性や倫理的課題が問われる中で継続されたことによって、いつしか本来の目的を離れ、性の判別という医学的課題に対する挑戦へとすりかわっていったようにもみえる。

### (4) 性別変更選手の参加承認が与えた影響

一方、トランスジェンダー・アスリートに関係する別の問題として、IOC理事会が性別変更選手のオリンピック大会への参加承認を決定したことがある。この決定は、2004年であった<sup>33)</sup>。この決定に至り、スポーツ界では性という境界が医学的に成立しないことを踏まえた性別確認検査の廃止に加え、性別という境界は越境可能であることも認めたことになる。

これら2つの制度的変更は、スポーツが「参加の平等の保障のために気にかけてきた境界が、性ではないのだとすれば、いったい何なのか」を問わなければならなくなった。この疑問は、2009年8月に開催された世界陸上競技選手権大会（ベルリン）の女性選手の性別をめぐる問題によって、もはや避けがたいものとなった。

容姿および劇的な記録の向上によって、女性選手として出場していた当該選手の性別に関する疑義が呈された。これに対しIAAFは、同選手が所属する国内築城競技連盟が性別確認検査を実施することを決定した。性別確認検査の結果は、本来、守秘義務により、公になるはずではなかった。ところが、現実には、オーストラリアのシドニー・モーニング・ヘラルド紙（Sydney morning Herald）等が報じたことにより、社会にも知られることとなった。これら報道の範囲では、疑義が定義された選手はインター・セックスであったとされる。

スポーツにおいて問題となったのは、選手の体内のテストステロン<sup>34)</sup> 値が平均的な女性の3倍を示していたことであった。IAAFはこの結果を受け、ドーピング等の人為的なものではないとして、彼女の競技成績を承認した。さらに、2010年7月には、当該選手は女性として競技復帰が承認された。IAAFは、選手の性別を「女性として再定義」したといえる。

この事例を契機に、改めてスポーツにおける性差を問う研究が行われるようになった。たとえば、スポーツ科学の中では医学領域に近い、スポーツ生理学分野の国際ジャーナルに掲載されたRoss Tucker & Malcolm Collinsによる論文<sup>35)</sup>は、次のように指摘する。「この議論において見逃されてきた重要な要素は、(a)実際にパフォーマンスの有利さはあるのかどうか、(b)それはどのような大きさなのか、を決定するための信頼性のある科学的エビデンスである」と述べている。

このような指摘にもとづき研究結果が示された場合、その提示方法次第では、スポーツにおける性別二元論が再強化される可能性は十分に考えられる。しかし、上記(a)のように「(性に関して)身体的パフォーマンスに関する有利さは本当に存在するのか」という疑問がほとんど投げかけられてこなかったことを考えると、画期的な指摘であるといつてよい。

#### (5) 新たな参加資格とその基準

一方、研究レベルでの検討とは別に、現実存在する、従来の境界としての性別にあてはまらない事例に、スポーツ組織は至急かつ慎重に対応しなければならなかった。IOCとIAAFが問題への対処についてある程度の結論を得たことが報じられた<sup>36)</sup>のは、2010年11月19日のことであった。この報道からおおよそ5ヶ月後の2011年4月5日、IOCはプレスリリースを発表した<sup>37)</sup>。そこでは、新たなルールの原則として、次の4点が示された。

- 法的に女性である人は「血清中のテストステロン濃度によって示される」アンドロゲンレベルが男性の範囲を超えないか、男性の範囲内であっても競技に有利とはならないアンドロゲン耐性がある場合には、女性の競技に出場する資格を有する
- 出場資格に関する適格評価は、高アンドロゲン血症の分野の国際的専門家によって構成された独立機関によってなされ、……スポーツ側がこの助言機関の见解を考慮して選手の参加資格を決定する。当該選手に参加資格がないと考えられる場合、その選手 (she) はその理由を通知

されるとともに、再度資格を得たい場合に必要な状況について説明がなされる。

- 出場資格判断のプロセスのいかなる面についても、選手がこれを履行しない、または拒絶する場合、それは個人としての権利であるものの、当該競技において選手として参加する資格がないものとする。
- 個々の事例に対する調査は、厳密な守秘義務のもとでなされるものとする。まれにはあるが、女性の中には男性ホルモン（いわゆる「アンドロゲン」）の生産過剰のために、男性と同様の身体的特質を有する場合がある。人間の身体にアンドロゲンが与える影響は、女性に比べ男性のほうがより良く競技できる原因を説明するものであるとされており、実際、ほとんどの競技が男女に区別されているのはまさにこの理由による。

プレスリリースの末尾では「競技を男女別に分けていることの本質を尊重し、すべての女性選手のために、女性競技の公平性・公正性を保証すべきである」（下線は筆者）ことが強調された。

さらに1ヶ月後、IAAFにより2011年5月1日を施行日とする「女性競技に参加するための高アンドロゲン血症の女性の出場資格に関するIAAF規則」<sup>38)</sup>が出された。この規則は、規則を定める意図と背景について序文で簡単に述べた後、規則が従う原則、規則の目的、出場資格決定のプロセスと医学的検査の方法、IAAFによる出場資格の判断に関する取り決め等を示したものである。

それらの内容のうち、従来の性別確認検査に関する文書にはなかったのが「選手の健康への配慮」の観点である。この観点では、高アンドロゲン血症は臨床症状であり、精密な検査と診断を必要すること、したがって、規則によって診断がなされることは、症状がみられる選手にとっても、結果として望ましいとされている。この见解を補足する資料として、米国の小児科学会による「インター・セックス障がいの取り扱いに関する合意声明」<sup>39)</sup>が添えられている。それによれば「早期の性器手術について中止勧告をするまでには至っていないものの、…臨床家は、患者の親が手術を急

表5 トランスジェンダー／インターセックスアスリート選手の参加規定

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際組織 | <p><b>国際オリンピック委員会</b></p> <p>&lt;MtF選手&gt;<br/>以下の条件について選手ごとに判断。検査を実施する場合もあり、検査に応じない場合は12ヶ月の出場停止処分<br/>①性自認が女性であること<br/>②上記①を宣言した後4年間に変更不可<br/>③出場までの最低1年間、血清中テストステロンレベルが10nmol/ℓ以下であること<br/>④女子カテゴリで虚偽を希望する期間中を通して血清中テストステロンレベルが10nmol/ℓ以下であること<br/>&lt;FtM選手&gt;<br/>条件なし</p>                                                                                                                                                                       |
|      | <p><b>世界アンチドーピング機構</b></p> <p>&lt;FtM選手&gt;<br/>テストステロン補助療法を受けている選手は治療目的使用に係る除外措置を申請</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|      | <p><b>国際陸上競技連盟</b></p> <p>&lt;MtF選手&gt;<br/>以下の条件について選手ごとに判断<br/>①年齢<br/>②性別適合治療の開始時期<br/>③性別適合治療の内容<br/>④性別適合治療開始後の経過時間<br/>⑤アンドロゲン・レベル<br/>⑥性別適合治療後の処置とモニタリングの内容、期間、結果</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|      | <p><b>国際テニス連盟</b></p> <p>&lt;FtM選手&gt;<br/>選手のジェンダーが男性であることを示す法的文書の提出（パスポート、免許証等）<br/>&lt;MtF選手&gt;<br/>思春期までに性別適合治療を受けた選手は女子選手と認定<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下の条件について選手ごとに判断<br/>①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了<br/>②適合治療後の性別が法的に認められている<br/>③ホルモン療法が行われたが競技におけるジェンダーに基づいた有利性を解消するのに十分な期間が経過していることの証明<br/>④性腺摘出から2年以上経過<br/>&lt;FtM選手&gt;<br/>思春期までに性別適合治療を受けた選手は男子選手と認定<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は男子選手として条件なく出場可</p>                                                  |
|      | <p><b>北米ボクシングコミッション協会</b></p> <p>&lt;MtF選手&gt;<br/>思春期までに性別適合治療を受けた選手は女子選手と認定<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下を証明する書類を提出<br/>①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了<br/>②委員会が承認した性別適合の治療に十分な知識を有する医療機関において性腺摘出後最低2年間ホルモン療法を受けているテストステロン抑制剤治療の開始から2年経過していない選手は男子として出場可<br/>&lt;FtM選手&gt;<br/>思春期までに性別適合治療を受けた選手は男子選手と認定<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は、治療に十分な知識を有すると委員会が承認した医療機関でホルモン療法を受けていることを証明する書類を委員会に提出<br/>テストステロン補充療法を受けているトランスジェンダーの男性は男子としてのみ出場可</p>                           |
|      | <p><b>イングランドサッカー協会</b></p> <p>18歳以下の選手は、性自認にかかわらず男子、女子、男女混合チームのいずれでも出場可。<br/>18歳以上の選手は担当機関（Eauqlity Manager）に資格審査を申請し、以下の条件についてそれぞれ審査を受ける<br/>&lt;MtF選手&gt;<br/>①ホルモン療法が証明可能な形で行われたことを示す医療情報、記録の存在<br/>②競技における優位性につながる可能性を最低限に抑えるために血中テストステロンレベルを適切な期間女性レベルに維持<br/>③ホルモン療法の経過を毎年確認<br/>④身分証明書の提示<br/>&lt;FtM選手&gt;<br/>①ホルモン療法が証明可能な形で行われたことを示す医療情報、記録の存在<br/>②競技における優位性につながる可能性を最低限に抑えるために血中テストステロンレベルを適切な期間維持<br/>③ホルモン療法の経過を毎年確認<br/>④身分証明書の提示</p> |
|      | <p><b>イギリス・ラグビーフットボール・ユニオン</b></p> <p>思春期までに性別適合治療を受けた選手は治療後の性別でトレーニングおよび試合に参加できる<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は治療後の性別での参加が許可されるが、以下を証明する書類を提出し、認証を受ける<br/>①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了から2年以上経過していること<br/>②適切な機関が治療後の性別を法的に認証していること<br/>③競技においてジェンダーに関連した優位性を最小限にするためのホルモン療法が適切な期間行われていることが証明可能であること<br/>④訂正された出生証明書（オプショナル）</p>                                                                                                                                       |
|      | <p><b>全米テニス協会</b></p> <p>思春期までに性別適合治療を受けた選手は治療後の性別で出場可<br/>思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下の条件を満たせば治療後の性別で参加可<br/>①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了から2年以上経過<br/>②適切な機関が治療後の性別を法的に認証していること<br/>③競技においてジェンダーに関連した優位性を最小限にするためのホルモン療法が適切な期間行われていることが証明可能であること<br/>④性腺摘出から最低2年間経過している</p>                                                                                                                                                                                           |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 国内組織 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

（井谷・来田，2016）を改変



がないよう働きかけることを奨励されている<sup>40)</sup>。しかし、手術を急がないことは、選手にとっては、あらゆる競技への出場ができないことを意味する。スポーツは、明確にどちらか一方の性であるための基準を満たさなければ出場が承認されないからである。同時に、選手たちは、大きな経済的支出と人的支援の中で勝利を期待され、選手として過ごすことが可能な人生のごくわずかな時期を逃すわけにはいかない気持ちをもっている。そのような中で、高アンドロゲン血症であることが宣告された選手に、客観的な判断ができるかどうかは、疑わしい。

さらに注目すべきは、スポーツにおける従来の性別確認検査の意味と意義を完全に放棄することになる、次の記述である。

これらの規則はこれまでのIAAFの性別確認に関する指針に代わるものであり、IAAFはこれをもって「性別確認検査」および「ジェンダーに関する指針」という用語を規則のあらゆる文書から放棄する<sup>41)</sup>。

とはいえ、この記述は、スポーツにおける性別が境界としての意味を持たなくなったことを伝えているわけではない。そのことは、これらの規則の全体像においては、競技を性によって区別することの本質的意図は公平・平等な競技の保証にあることが幾度も強調され、また、規則そのものが高アンドロゲン血症の「女性」に向けたものであることから明らかである<sup>42)</sup>。一方、男性であって、何らかの要因により、この検査を通過可能な状況にある選手（身体的能力の可能性が標準的な女性と同等である者）、女性で血清中テストステロン値が高い者は、実質的には公式のハイレベルな競技で活動することができないことになる。そして、「なぜ、高アンドロゲン血症の女性選手は、男性競技に参加することはできないのか」という問いは残されたままなのである。

2017年現在、国際スポーツ組織のいくつかが運用しているトランスジェンダー・アスリートの参加規定は表5のとおりである。

## おわりに

1960年代後半に制度化された「性別確認検査」は、もともとはスポーツの公平性の担保、すなわち「パフォーマンスでは男性に劣る女性の利益を守る」ためのものであった。しかし、そのことへの固執とスポーツ組織の意思決定機関に浸透していた強固なジェンダー観によって、現実にはスポーツの公平性が歪められていたことが、21世紀に入って明らかになった。

表5に示した国内外のスポーツ組織における対応は、幾分、トランスジェンダー／インターセックスアスリートがスポーツに参加することによって経験する困難さを軽減したかもしれない。しかし、国内のスポーツ組織の多くは、対応策を備えることができていない。また、あらゆるスポーツが本当に性別カテゴリーを設けて競技を実施すべきなのかどうか見直す検討はほとんどみられない。対応策の不整備や検討そのものがなされていない状況は、結果として性的マイノリティの人々のカミングアウトを阻害し、困難さの不解消へと結びつく。さらには指導者に「自分の身近には存在しない」と誤解させることにもなりかねない。

少なくとも、高いパフォーマンスを競うわけではない学校教育やレクリエーション的な場面においては、教師や指導者は、性別に競うことはスポーツにおける「絶対的な制度」ではないことを認識し、トランスジェンダー／インターセックスの人々がスポーツへの参加から阻害されたり、抑圧を感じることをないよう、心がける必要がある。スポーツは、競技の公平性を担保する制度を厳格に保つ以前に、誰もがアクセス可能な公共性の高い文化的資源でなければならない。

## 引用・参考文献

- 1) 第2章でも明らかにしたとおり、性的マイノリティとされる人々の状況や経験は、個人の置かれた社会状況、時代や文化の規範などの影響を受ける多様なものである。バトラーの指摘によって看破されたとおり、厳密には、人／人々に与えられたカテゴリーやカテゴライズすることそれ自体が、社会や人々の

- 意識の中で生成され、とどまるところなく変化する。なお、バトラーの指摘は「ジェンズ・バトラー著、竹村和子訳（1999）ジェンダー・トラブルーフェミニズムとアイデンティティーの攪乱、青土社」を参照されたい。
- 2) Ljungqvist, Arne., Martínez-Patiño., Maria José., Martínez-Vidal, A., Zagalaz, Luisa., Díaz, Pino., Mateos, Covadonga., “The history and current policies on gender testing in elite athletes”, in *International SportMed Journal*, 7 (2006) 3 : 225-230.
  - 3) Wiederkehr, Stefan., “We Shall Never Know the Exact Number of Men who Have Competed in the Olympics Posing as Women : Sport, Gender Verification and the Cold War” in *International Journal of the History of Sport*, 26 (2009) 4 : 556-571.
  - 4) Ferguson-Smith, M.A., Ferris, E.A., “Gender verification in sport : the need for change?”, in *British Journal of Sports Medicine*, 25 (1991) 1 : 17-20.
  - 5) 来田享子（2010）スポーツと「性別」の境界ーオリンピックにおける性カテゴリーの扱いー, *スポーツ社会学研究*第18巻第2号 : 23-38.
  - 6) Ferguson-Smith, M.A., Ferris, E.A..
  - 7) Ibid.
  - 8) ポリット発ブランデー宛, 1966年11月10日付書簡.
  - 9) IOC (1966) Minutes of the meeting of Executive Committee. (IOC理事会議事録, 1966年10月22日メキシコ・シティ開催)
  - 10) IOC事務局長ウェスターンホフ (Westerhoff, J. W.) 発ポリット宛, 1966年11月7日付文書.
  - 11) ポリット前掲文書.
  - 12) IAAF事務局発IOC事務局長宛, 1966年1月3日付文書.
  - 13) 総会議事録には第65次と記載されているが, IOC文書史料館の整理番号では第66次となっている.
  - 14) ポリットのIOC委員退任がこの問題に関わっているかどうかについて, 現段階では明らかにできていない.
  - 15) IOC (1968) Réunion de la Commission Executive du C.I.O. à Mon Repos Lausanne les 26 et 27 janvier 1968, à Grenoble les 29, 30 et 31 janvier 1968 (1968年1月26-27日 (ローザンヌ), 同1月29-31日 (グルノーブル) IOC理事会議事録). この議事録には, 医事委員会とIFとの合同会議報告およびグルノーブル冬季五輪におけるドーピング・性別確認検査準備状況報告の2箇所に関連記述がある. なお, このルール原案の英語表記は次のとおり. “SEX TEST 1) The most modern laboratory methods will be used (saliva) 2) The control will be carried out before the Games in such a way as to preserve secrecy and avoid all embarrassment 3) All women athletes will, in principle, be tested”
  - 16) IOC (1968) Commission Executive du Comité International Olympique, Grenoble, le 30 janvier 1968 (matin) (1968年1月30日 付IOC理事会議事録). この会議は一部のIOC理事および医事委員会メンバーによって構成されたが, 「IOC理事会議事録」とされ, 議事録は発言者と発言内容が明示される形式のものである.
  - 17) Bunge, R.G. (1967) “Sex and the Olympic Games No.2”, *JAMA*, 200, 10 (June 5) : 267.
  - 18) IOC (1968) Commission Executive du Comité International Olympique, Grenoble, le 5 février 1968 (1968年2月5日付 IOC理事会議事録).
  - 19) 1968年9月30日-10月6日理事会 (メキシコ・シティ), 1968年10月7-11日総会 (メキシコ・シティ), 1969年3月22-23日理事会 (ローザンヌ), 1969年6月2-3日理事会 (ローザンヌ), 1969年6月5-9日理事会 (ワルシャワ)の各議事録.
  - 20) ニューゼaland NOC (The New Zealand Olympic and British Commonwealth Games Association Inc.) 発IOC事務局長ウェスターンホフ宛, 1968年4月22日付文書.

- 21) IOC (1969) Commission Executive du Comité International Olympique, Warsaw, le 5 – 9 juin 1969 (1969年6月5 – 9日IOC理事会議事録). なお, 原案の原語表記は次のとおり. “*The IFs are responsible for carrying out their own dope, alcohol and sex tests. The Organizing Committees will provide all facilities and the IOC Medical Commission will supervise proceedings.*”
- 22) Canadian Academy of Sport Medicine, 1997, Position Statement Sex Testing (Gender Verification) in Sport.
- 23) 文献5
- 24) 文献22
- 25) 朝日新聞, 1994. 07. 05付, 東京朝刊, 23頁.
- 26) 結城和香子「オリンピック物語 第四部女性の戦い<6>」2003年11月26日付読売新聞.
- 27) 同上
- 28) 読売新聞「スポーツ界, 揺れる “男女の判定” 国際陸連とIOC対照的動き (解説)」1993. 11. 30付, 東京朝刊, 17頁.
- 29) 同上
- 30) 來田享子「女性とスポーツをめぐる国際的なムーブメント」飯田貴子・井谷恵子編著「スポーツ・ジェンダー学への招待」, 明石書店, 2004, pp.227-237.
- 31) IOCが主催した1996年世界女性スポーツ会議決議文にも, 検査の廃止を要請する一文が記載されている. (IOC “Resolution of 1st IOC World Conference of Women and Sport”, 1996)
- 32) 文献26
- 33) 読売新聞, 2004年5月15日付, 夕刊および[http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en\\_report\\_905.pdf](http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_905.pdf)
- 34) 男性ホルモン (アンドロゲン) の一種で, 男女両性の体内で分泌される量が異なる. 女性は男性の1/10~1/20とされるが, 個人差や日差もある. 文献やデータの提供元によって, その値はかなり異なる. タンパク質同化作用をもつため, パフォーマンスに影響する筋量の多寡に関わることになる.
- 35) Tucker, Ross and Collins, Malcom (2010) The Science of Sex Verification and Athletic Performance, *International Journal of Sports Physiology and Performance*. Vol.5, No.2, pp.127-139.
- 36) *iol SPORT* (2010) IOC, IAAF to Finalise Gender Rules, November 19 2010 at 03 : 47. <http://www.iol.co.za> (2011年8月9日参照)
- 37) IOC Press releases(2011) IOC Addresses Eligibility of Female Athletes with Hyperandrogenism, 05 April 2011. <http://www.olympic.org/ioc-financing-revenue-sources-distribution?articleid=124006> (2011年8月9日参照).
- 38) IAAF (2011) IAAF Regulations Governing Eligibility of Females with Hyperandrogenism to Compete in Women’s Competition in Force as from 1 st May 2011.
- 39) Lee, Peter A. et.al., Consensus Statement on Management of Intersex Disorders, 2006, *PEDIATRICS Official Journal of the American Academy of Pediatrics*, Vol.118, No.2, pp.e488-500.
- 40) 谷口洋幸「インターセックスの子どもたち」玉井真理子ほか編『子どもの医療と生命倫理 資料で読む』法政大学出版局 (2009年) 73-92頁.
- 41) ルールの原語表記は次のとおり. “These Regulations replace the IAAF’s previous Gender Verification Policy and the IAAF has now abandoned all reference to the terminology “gender verification” and “gender policy” in its Rules.”
- 42) 同様に, 境界としての性別の取り扱いに関するダブルスタンダードが存在する例として, IAAFが同じ日付で施行した性別変更選手の参加資格に関する規定がある. この規定は, 男性から女性に性別を変更した選手にのみ適用され, 女性から男性への変更事例には適用されない. IAAF (2011) IAAF Regulations Governing Eligibility of Athletes who Have Undergone Sex Reassignment to Compete

in Women's Competition in force as from  
1 st May 2011.

### その他の参考文献

井谷聡子・來田享子 (2016) スポーツとセクシュアリティ, 日本スポーツとジェンダー学会編, データでみるスポーツとジェンダー, 八千代出版, pp.150-162.

Bunge, R.G., "Sex and the Olympic Games", JAMA, 173 (1960) (July 23) : 196.

Cole, C.L., "One chromosome too many?", in Schaffer, K. (ed.), : *The Olympics at the Millennium : power, politics, and the Games*, Piscataway : Rutgers University Press, 2000, pp.128-146.

Dickinson, B.D., Genel, M., Robinowitz, C.B., Turner, P.L., Woods, G.L., "Gender verification of female Olympic athletes", in *Medicine & Science in Sports & Exercise*, 34 (2002) 10 : 1539-1542.

Editorial, "Introducing the, Uh, Ladies", JAMA, 198 (1966) 10 : 1117-1118.

Fox JS., "Gender verification--what purpose? What price?", in *British Journal Of Sports Medicine* Sep, 27 (1993) 3 : 148-149.

Joseph, Janelle., "Gender Verification", in *Berkshire Encyclopedia of World Sport*, 2 (2005) :

671-675.

Ljungqvist, A., Simpson, J.L., "Medical examination for health of all athletes replacing gender verification in international sports", in *Work Group on Gender Verification of the International Amateur Athletic Federation* (ed.), *The International Amateur Athletic Federation (IAAF) proposal* (1991).

Ljungqvist, A., Simpson, J.L., "Medical examination for health of all athletes replacing the need for gender verification in international sports". JAMA, 267 (1992) 6 : 850-852.

Ljungqvist, A. Gender Verification. In Drinkwater, Barbara L. (ed.), *Women in Sport*, London : Blackwell Science Ltd., 2000, pp.83-193.

Puffer J.C., "Gender verification : a concept whose time has come and passed?", *British Journal Of Sports Medicine* Dec, 30 (1996) 4 : 278.

Puffer, J.C., "Gender verification of female Olympic athletes", *Medicine & Science in Sports & Exercise*, 34 (2002) 10 : 1543.

Ritchie, I., "Sex tested, gender verified : controlling female sexuality in the age of containment", in *Sport History Review* May 2003, 34 (2003) 1 : 80-98.